

一関市議会 教育民生常任委員会 記録

会議年月日	令和6年12月6日(金)			
会議時間	開会	午後3時30分	閉会	午後4時12分
場 所	第2委員会室			
出席委員	委員長 永澤 由利		副委員長 千葉 信吉	
	委員 岩 渕 優		委員 那 須 勇	
	委員 佐藤 真由美		委員 菅 原 行 奈	
	委員 門 馬 功		委員 千 葉 大 作	
遅 刻	遅 刻 なし			
早 退	早 退 なし			
欠席委員	欠 席 なし			
事務局職員	栃澤局長補佐兼議事係長			
紹介議員	なし			
出席説明員	菅原市民環境部長、宮野生活環境課長、山田環境企画係長、高橋主任主事			
参考人	なし			
本日の会議に付した事件	請願審査 (1) 請願第5号 一関市生物多様性地域戦略策定等に係る請願書			
議事の経過	別紙のとおり			

教育民生常任委員会記録

令和6年12月6日

(午後3時30分 開会)

委員長 : ただいまの出席委員は8名です。

全員の出席ですので、これより本日の委員会を開会します。

本日の委員会に、市民環境部長の出席を求めました。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

請願審査を行います。

請願第5号、一関市生物多様性地域戦略策定等に係る請願書を議題とします。

12月3日の委員会で、紹介議員から請願の趣旨説明をいただき、質疑を行いました。

当局より説明を求めます。

菅原市民環境部長。

市民環境部長 : 市民環境部の菅原です。

よろしくお願ひします。

先日、一関市生物多様性地域戦略策定等に係る請願書が議会に提出されたということで、本日私からは、関係する計画について御説明したいと思います。

資料は、お手元にお配りしてございます。

よろしくお願ひいたします。

まず、一関市環境基本計画の概要でございます。

1、計画の根拠になります。

こちらについては、「一関市環境基本条例」に位置づけておりますが、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための指針となるものとしております。

一関市環境基本計画はこの条例に基づきまして、一関市総合計画に位置づけられた環境に関する取組の具体的なものということでありまして、環境に関する計画の中では最も上位の計画と位置づけているものであります。

この環境基本計画の資料はございませんけれども、ぶら下がっているというものが、新エネ、省エネ、廃棄物減量化などの、具体的な計画がぶら下がっているとイメージしていただければと思っております。

2、計画の目的でございますが、この環境基本計画については、市民、行政が共通認識すべきまちづくりの基本的な考え方を踏まえて、当市の地域特性を生かし、環境の保全及び創造に関する目標を掲げ、総合的かつ計画的に施策を推進するというものであります。

3、計画期間でございますが、平成29年度から令和8年度までということで、来年は令和7年度になりますので、その翌年度までの計画期間というところであります。

4、対象とする環境の要素でございますが、環境といっても、幅広くありますので、大きくいえば地球環境、そして自然環境、都市・農村環境、水、大気、音・振動、廃棄物ということでの構成であります。

生物多様性に関係するものとして、自然環境の生態系のところが入っている、その部門と捉えております。

5、計画の構成であります。

現計画の目標は「郷土の恵みを 未来へ引き継ぐ 自然豊かなまち」ということで、サブタイトルは「守ろう自然、活かそう資源、そして次世代へ」であります。

基本方針は、5つ掲げております。

「地球温暖化対策の推進」「水と緑豊かな自然環境との共生」「資源が効果的に循環する地域社会づくり」「住みつけたい、訪れたい魅力ある環境づくり」「環境を考え、行動する人づくり、組織づくり」、この5つの基本方針の中で、2の「水と緑豊かな自然環境との共生」の中に、基本施策として、(1)多様な生き物が生息できる自然環境の保全と創造があります。

次のページになります。

6、計画中の生物多様性に関する記載ですが、この環境基本計画の中での生物多様性に関する記載であります。

先ほども基本方針のところでお説明しましたが、基本方針2「水と緑豊かな自然環境との共生」の中の基本施策①として、「多様な生き物が生息できる自然環境の保全と創造」、以下は抜粋となりますが、まず(1)身近な生き物の生育環境の保全です。

取組については、こちらの丸3つがそれぞれの取組となっております。

(4)身近な生き物調査・保全活動の推進、こちらも丸4つありますが、それぞれの取組となっております。

(5)生態系の保全になります。

こちらも丸3つになりますが、その中で、1つ目の丸で、特定外来生物による被害を予防するための3原則「入れない」「捨てない」「拡げない」の順守を呼びかけますという取組が入っております。

次のページになります。

請願との対比ということでございますけれども、一関市環境基本計画には生物多様性に関連する内容が、多く記載されてございます。

主に基本方針2に関連する部分でございますが、こちらのほうに入っている状況であります。

現時点で単独で戦略を策定すると、内容が重複しますので、一関市環境基本計画の見直しのタイミングで、計画に含む形で策定するのが現実的と考えております。

参考に、生物多様性地域戦略策定済の213自治体の位置づけであります。独立した計画で策定しているところが129団体、環境基本計画に含む形で策定しているのは68団体、その他計画に含む形で策定というのは16団体という状況であります。

県内ではありますが、岩手県については環境基本計画の一部、盛岡市はその他計画の一部、金ケ崎町は独立計画として策定したところあります。

先ほども触れましたが、環境という概念は、本当に広い分野にわたっております。

時代、時代でその課題なりも変わってきておりますので、当時は多分、公害、水質汚濁とか、大気汚染とか、土壌汚染とかそういったものが主だったと思いますが、自然環境なり、地球温暖化対策、エネルギーの循環、こういった分野がだんだんと増えてきていると思っております。

生物多様性につきましても、この時代の背景がそういうように動いてきていると考えております。

あと、一関市環境基本計画になりますが、こちらについては環境審議会の中で策定を進めていくものとなっておりますので、今後、環境審議会の委員の皆様にもこういった請願があるという情報は提供しながら、意見を賜っていただければと思っております。

説明は以上です。

委員長：ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑のある方は御発言願います。

菅原委員。

菅原委員：一関市環境基本計画は平成 29 年度から 10 年間の計画で策定されています。

令和 3 年 3 月に改定があったのですが、改定内容を御存じでしたら教えていただきたいと思いました。

委員長：休憩します。

(休憩 15:40～15:42)

委員長：再開します。

菅原市民環境部長。

市民環境部長：改定の内容につきましては、現在の後期基本計画の指標に合わせたということで改定しております。

以上です。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：一関市環境基本計画は、国からの交付金とか何かひもつきになっているのですか。

それとも、予算のしがらみは全くない、上位計画である総合計画に対するひもづきという計画でしょうか。

そこを確認したいのですが。

委員長：菅原市民環境部長。

市民環境部長：財源のひもつきでございますけれども、環境基本計画を策定したからといって特段の財源の措置はございません。

位置づけとしては、最上位計画は市の総合計画、そして分野別の計画として、環境部門の最上位の計画は環境基本計画という位置づけでございます。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：2ページに、「基本施策①多様な生き物が生息できる自然環境の保全と創造」とありますが、ここで言っている創造と(1)身近な生き物の生息環境の保全の3つ目の丸のところに、「生き物に親しめる場(ビオトープ等)の創出」とあります。

この創造と創出、どのようなイメージを描いているのか教えていただきたい。

委員長：菅原市民環境部長。

市民環境部長：多様な生き物が生息できる自然環境の保全と創造ということで、生物多様性が維持できる自然環境を保全するのと、あとは今までそういった場ではなかったのですが、新たにつくり出していこうとしているのが創造。

そして創出でございますが、公園や学校などの整備に際して、身近な生き物の生息空間の確保に配慮し、生き物に親しめる場(ビオトープ等)の創出は新たにつくり出すものというように捉えております。

前段のほうは、今あるところにも入り込んでくるような生物多様性、そして後段のほうは、新たにそういうところを設けていきたいと思いますというものと捉えております。

委員長：休憩します。

(休憩 15:46~15:47)

委員長：再開します。

岩淵委員。

岩淵委員：今回の請願の2つ目の項目にあるネイチャーポジティブ宣言都市になることとこのがありますけれども、これを宣言するとしらないのでは、どういう差が出てくるのか、その辺の受け止め方をお聞きしたいと思います。

委員長：菅原市民環境部長。

市民環境部長：宣言でございますけれども、今現在でも2050年に向けての二酸化炭素排出実質ゼロ宣言とか、あと非核平和都市宣言などの宣言をしておりますので、そういったものというのは、市全体として、市民に対して、市外の方々に対して情報発信するという姿勢だと思っております。

ネイチャーポジティブ宣言都市についても同様、行政が宣言するものは同様の扱いになるものと考えております。

やはり宣言するに当たっては、それなりの行動なり、覚悟なりというものが伴うと考えておりますので、どういったことを展開することによって宣言できるかというのは、研究していかなければいけないと思っております。

委員長：那須委員。

那須委員：環境審議会でいろいろ検討していると思うのですが、先ほど岩淵委員の話の中で、私もその部分を聞いたかったのですが、このネイチャーポジティブ宣言都市になるというところはこの環境審議会での審議も必要なのかという点が1つ。

久保川イーハトープ自然再生協議会はかなり大きな組織で、これだけの活動をやってきた協議会だと思っているのですが、環境審議会の中で、こういった協議会の話とかというのは何か話が出たりした経過はあるのか、2点聞きたいと思います。

委員長：菅原市民環境部長。

市民環境部長：環境審議会の中でこの久保川イーハトープ協議会からの要望なり要請なりということ審議した経緯はございません。

今回は請願という動きが出てきましたので、そういった意見もありましたということ、環境審議会の委員の皆様にもお伝えしたいということで、先ほど説明したところがあります。

請願項目が、生物多様性地域戦略を作成することと、ネイチャーポジティブ宣言都市になるという2つでございましたので、それについてはやはり環境審議会の皆さんにもお話をしていきたい。

そして、意見をいただいていたこうと思っております。

委員長：那須委員。

那須委員：ちなみに請願者は環境審議会委員ではないですね。

委員長：菅原市民環境部長。

市民環境部長：請願者は委員ではございません。

委員長：菅原委員。

菅原委員：令和8年度までの一関市環境基本計画ですが、次の計画はいつぐらいから策定し始めていくのか教えてください。

委員長：菅原市民環境部長。

市民環境部長：現行の環境基本計画の計画期間が令和8年度までとなっておりますので、来年度あたりからは準備期間としてスタートを切っていくかと思っております。

委員長：ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

委員長：なければ、質疑を終わります。
市民環境部長、職員の皆様、御多忙のところ出席いただき、ありがとうございました。
休憩します。

（休憩 15：53～16：04）

委員長：再開します。
請願第5号について、お一人ずつ御意見の発表をお願いします。
千葉大作委員。

千葉（大）委員：願意には大賛成します。
ぜひ皆さんもこの本請願に御賛同いただくと大変ありがたいです。
以上です。

委員長：菅原委員。

菅原委員：私も、この請願の採択に賛成いたします。
このやはり理念がすごく高いし、この一関市でも環境基本計画を立てている中で、方針の中にきちんとその生物多様性のこととかも組み込まれていて、一関市の目指す方向と合致していると思いますので、賛成いたします。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：請願を採択するのに賛成です。
やはり、この生物多様性地域ということで守っていかなければならない。
またこれからの計画に対しても、採択したということになるともっと前に進むような、積極的なことになると思います。

委員長：那須委員。

那須委員：私も請願に対しては賛成でございます。

紹介議員の説明、それから市民環境部長からの環境基本計画の説明の中でも、この請願の趣旨につきましてもしっかりと市の今後の取組についてもうたっているような気がしております。

まして市全域という中での請願書の中身もありますが、いずれ市全域の中での生態系の保全等を含め、今後の市の環境基本計画にマッチするものと理解しましたので、採択に賛成という立場でございます。

委員長：門馬委員。

門馬委員：私も採択に賛成です。

既に市の環境基本計画の中にもそういった部分もうたわれていますし、それから国等々も、そういったことの旗振り役をしている。

市内にも実際そういうことを取り組んでいる団体もありますので、採択ということで賛成します。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：私は賛成という立場からの意見を述べさせていただきます。

まず、請願項目が2つありました。

生物多様性地域戦略を作成することですけれども、当一関市も環境基本計画を策定しておりまして、その説明を市民環境部から受けましたが、その中でもここで言われている生物多様性地域戦略なるものが入っていると私は思いましたので、この項目についてはこのとおりだと思います。

当市としても、この環境基本計画は令和8年度までですが、見直しをするということですので、そこの中にいま一歩盛り込んでいただいて、それをもって、我が一関市の戦略ということでもよろしいのではないかと思います。

それから、ネイチャーポジティブ宣言都市、宣言してほしいという請願でしたが、これにつきましてもやはりせっかく一関市環境基本計画がありますので、それを基に、私たち市民、それから市外に宣言をしていく、はっきりとした態度を表明していくということも私は非常に大事ではないかと思います。

いずれ本当にこの請願の中にありますけれども、一関市域にはまだまだ知られていない生物多様性の豊かな場所、生物多様性スポットが眠っている可能性があると言われていますが、こういうところを非常に日常の中で、気にしてといますか、そういう生き方も大事ではないかと思います。

以上です。

委員長：千葉信吉委員。

千葉（信）委員：私も請願に賛成するものでございます。

請願項目、生物多様性の部分は、一関市環境基本計画の中でもうたわれておりますし、

これが令和8年度までということで、新たになる場合には、今度は生物多様性戦略というものをこの基本計画の中に取り入れながら、新たな項目を起こして取り入れながら進められればいいのかと思います。

2つ目のネイチャーポジティブ宣言都市の場合は、一関市環境基本計画があったのですが、今度は宣言することによって市民が自覚する、認知度が高まってくるということで、宣言するから縛りがあるという説明はなかったもので、意識づけとしての宣言都市、これも賛同するので、請願には賛成します。

委員長 : ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、意見を終わります。

ただいま、皆様から意見をいただきました。
全員賛同するというような御発言がありました。
お諮りします。

この請願第5号につきまして、本日採決するというので、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、これより採決を行います。

請願第5号、一関市生物多様性地域戦略策定等に係る請願書を採択することに賛成者の挙手を願います。

(賛成者挙手)

委員長 : 挙手満場です。

よって、請願第5号は採択すべきものと決定しました。

ただいまの審査の報告については、正副委員長に御一任いただくことに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。

以上で、請願第5号の審査を終わります。
以上で、本日の委員会を終了いたします。
ありがとうございました。

(午後 4 時 12 分 終了)